

役員選挙の公告

寺谷用水土地改良区告示第1号

寺谷用水土地改良区定款附属書役員選挙規程第4条及び第28条の規定により、役員（員外理事）の補欠選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和8年 3月 3日

磐田市加茂1番地
寺谷用水土地改良区
役員選挙管理者 松本 康行



記

- 1 選挙の期日 令和8年 3月13日
- 2 投票開始の時刻 午前 11 時
- 3 投票終了の時刻 午後 3 時
- 4 選挙する理事及び監事の数 員外理事 1 人
- 5 投票用紙に記載する役員の数 1 人
- 6 その他
 - (1) 理事の候補者を推薦する者（組合員2人以上）は、本人の承諾を得て、令和8年3月10日までにその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (2) (1)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
 - (3) 理事の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補者又は被推薦の別については、選挙の期日の前日までに公告します。
 - (4) 選挙区の役員候補者の数とその選挙区において選挙すべき役員の数を超えた選挙区にあっては(3)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。